

日進駅西土地区画整理組合 組合だより No. 6

令和6年
10月発行

◆はじめに



秋涼の候、組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は日進駅西土地区画整理事業に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、第9回・第10回総会において、原案のとおり可決されましたことをご報告させていただきます。工事施工については、全体として大きな災害もなく工事が進み、宅盤の形がみえはじめてきました。引き続き道路築造等の工事を進めてまいります。なお、工事中の安全には十分注意を払い、安全第一で施工してまいります。今後とも日進駅西土地区画整理事業の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



日進駅西土地区画整理組合
理事長 福岡 幹雄

◆第9回総会報告

本組合の第9回総会は、下記のとおり開催され、第1号議案から第2号議案まで上程し、慎重審議の末、全議案可決されました。

1.開催日時・場所

日時：令和6年3月24日（日）午前10時 場所：折戸公民館2階ホール

2.組合員の総数及び出席した組合員の数

組合員総数 64名 出席者数（委任状書面議決含む） 43名

3.議案審議

第1号議案 令和6年度収入支出予算について

第2号議案 保留地予定地の一部変更について

◆第10回総会報告

本組合の第10回総会は、下記のとおり開催され、第1号議案から第4号議案まで上程し、慎重審議の末、全議案可決されました。

1.開催日時・場所

日時：令和6年10月20日（日）午前10時 場所：折戸公民館2階ホール

2.組合員の総数及び出席した組合員の数

組合員総数 65名 出席者数（委任状書面議決含む） 46名

3.議案審議

第1号議案 令和5年度事業報告書、収入支出決算書及び財産目録の承認について

第2号議案 仮換地の一部変更について

第3号議案 土地評価基準の一部変更について

第4号議案 保留地予定地の一部変更について

令和5年度 収入支出決算書

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
1. 保留地処分金	263,274,000	1. 工事費	1,056,589,200
2. 市助成金	27,900,000	2. 補償費	2,830,577
3. 寄付金その他	701	3. 調査設計費	48,543,000
4. 借入金	1,105,208,000	4. 会議費	8,604
5. 繰越金	248,277	5. 事務所費	25,273,382
収入合計	1,396,630,978	6. 借入金利子	1,402,681
		7. 負担金	0
		8. 雑支出	179,600
借入金総累計	1,363,158,000	9. 予備費	0
償還金総累計	261,148,000	10. 借入金償還金	261,148,000
借入金残額	1,102,010,000	支出合計	1,395,979,044

◆組合の工事施工について

① 工事名：令和4年度 整地工事その2

施工期間：令和4年12月～令和7年3月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：南地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造

② 工事名：令和5年度 整地工事その2

施工期間：令和5年12月～令和8年3月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：北地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造

工事予定図



令和6年度 工事スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
造成・土砂搬出												
インフラ整備												
調整池築造												
道路築造												
地中埋設物調査												
地中埋設物搬出												
造成・土砂搬出												
インフラ整備												
調整池築造												
道路築造												

※状況によりスケジュールを変更する場合があります。

＜北地区＞



令和 6 年 9 月



＜南地区＞



令和 6 年 9 月



◆組合からのお願い

・所有権移転等をされた方へ

宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署して組合にその旨を届け出てください。

（権利異動届は組合にありますので、お問い合わせください。）

・転居によるご住所を変更された方へ

組合員皆様方の転居によるご住所を変更された方は、『住所変更届』及び『住民票（写し）』を組合に必ずご提出ください。

（住所変更届は組合にありますので、お問い合わせください。）

・建築等の規制について（土地区画整理法第76条申請）

土地区画整理事業施行区域内では、組合設立認可の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることとなります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、または増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置または堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。

この手続きは、事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。

万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の現状回復、建築物または工作物の排除を命じることがありますので、十分注意し、ご理解いただきたいと思います。

◆お問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0115

日進市折戸町中屋敷24 ロワイヤル24 201号

電 話：0561（56）6866

F A X：0561（56）6925

開所日時：毎週火曜日・木曜日・金曜日

午前9時から午後3時まで

（ただし、正午から午後1時までは休務）

